

締約国に関する情報 B R	ブラジル 一 般 情 報	附属書 B 1 B R
国内官庁の名称	National Institute of Industrial Property (Brazil) (国立工業所有権機関 (ブラジル))	
所在地及び郵便のあて名	Rua Mayrink Veiga, 9, 6° andar, Centro, Rio de Janeiro, RJ-CEP 20.090-910, Brazil	
電話番号	(55-21) 3037 37 42, 3037 42 44	
ファクシミリ装置	(55-21) 3037 33 98	
電子メール	—	
インターネット	<a href="https://www.gov.br/inpi/pt-br">https://www.gov.br/inpi/pt-br</a> <a href="http://faleconosco.inpi.gov.br/faleconosco/">http://faleconosco.inpi.gov.br/faleconosco/</a>	
PCT規則92.4の規定により書類を受理する方法	受理しない	
郵政当局以外の配達サービスを利用した場合に亡失又は遅延があったとき書類を発送したことの証拠を受理するか？ (PCT規則82.1)	受理しない	
国際出願に関する通知を電子メールで送付するか？	送付しない	
出願人に国際出願をWIPO優先権書類デジタルアクセスサービス(DAS)で利用可能とすることを許可する用意があるか？(PCT規則17.1(b)の2))	出願人に国際出願及び国内出願をWIPO DASで利用可能とすることを許可する用意がある	
ブラジルの国民及び居住者のための管轄受理官庁	出願人の選択により, 国立工業所有権機関 (ブラジル) 又はWIPO国際事務局 (附属書C参照)	
ブラジルが指定 (又は選択) されている場合の管轄指定 (又は選択) 官庁	国立工業所有権機関 (ブラジル) (国内段階参照)	
ブラジルを選択できるか？	できる (PCT第II章に拘束)	
PCTに基づき取得可能な保護の種類	特 許, 実用新案, 追加証	
国際型調査に関するブラジルの規定	な し	
国際公開に基づく仮保護	な し	
ブラジルが指定 (又は選択) されている場合の有益な情報		
ブラジルが指定されている場合に発明者の氏名 (名称) 及びあて名を提示しなければならない時期	願書中に記載するか, 又はPCT第22条若しくは第39条(1)に規定する期間内に完備しなければならない	
微生物及びその他の生物材料の寄託に関する特別の規定が設けられているか？	あ り (附属書L参照)	